

京都市宇津峡公園条例の一部を改正する条例（令和8年3月26日京都市条例第 52号）（産業観光局農林振興室）

京都市宇津峡公園の入園料及び利用料金の上限額の適正化を図る必要があるため、次のとおり入園料及び利用料金の上限額を改正するほか、必要な規定整備を行うこととしました。

1 入園料の上限額の改定

区 分	利 用 料 金	
	改 正 前	改 正 後
一般	円 310	円 <u>370</u>
小学生	200	<u>240</u>

2 利用料金の上限額の改定

区 分	単 位	利 用 料 金	
		改 正 前	改 正 後
コテージ	1棟につき1日	15,710円。ただし、5人を超える人数で利用する場合は、超える人数1人につき2,090円を加えた額	<u>18,850</u> 円。ただし、5人を超える人数で利用する場合は、超える人数1人につき <u>2,500</u> 円を加えた額
オートキャンプ場	1区画につき1日	5,230円。ただし、テントを持参して利用する場合は、持参するテント1張りにつき830円を加えた額	<u>6,270</u> 円。ただし、テントを持参して利用する場合は、持参するテント1張りにつき <u>990</u> 円を加えた額
デイキャンプ場（テントを持参して利用する場合に限る。）	持参するテント1張りにつき1日	円 830	円 <u>990</u>

	魚のつかみ取り	1匹	520	(削除)
駐 車 場	バス	1日	1,040	<u>1,240</u>
	自動二輪車 及び原動機 付き自転車		260	<u>310</u>
	その他の自 動車		520	<u>620</u>

### 3 繁忙日料金制度の導入

繁忙日（日曜日、金曜日、土曜日、休日の前日、休日その他の施設を利用する者が多いと見込まれる時期において指定管理者が市長の承認を得て定める日をいう。以下同じ。）の入園料・利用料金の上限額は、表に掲げる額に5分の6を乗じて得た額とする。

ただし、繁忙日の入園料・利用料金を収受することができる日数は、1の年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。）につき120日を上限とする。

### 4 規定の時間を超えてコテージ又はオートキャンプ場を利用する場合の利用料金の上限額の改定

区 分	単 位	利 用 料 金	
		改 正 前	改 正 後
コテージ	1時間	円	円
オートキャンプ場		1,040	<u>1,240</u> (3の規定の適用がある場合にあっては、 <u>1,480円</u> )

### 5 利用の許可を受けた際に支払わなければならない利用料金の上限額の改定

区 分	利 用 料 金	
	改 正 前	改 正 後
コテージ	円	円

	5, 230	<u>6, 270</u>
オートキャンプ場	3, 140	<u>3, 760</u>

6 その他必要な規定整備

この条例は、令和8年7月1日から施行することとしました。ただし、上記6に係る改正規定は、公布の日から施行することとしました。

京都市宇津峡公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月26日

京都市長 松井孝治

京都市条例第52号

京都市宇津峡公園条例の一部を改正する条例

京都市宇津峡公園条例の一部を次のように改正する。

第4条本文中「、デイキャンプ場及び人工水路」を「及びデイキャンプ場」に改める。

第8条第1項中「、魚のつかみ取りのために人工水路を利用するもの」を削り、同条第4項第1号中「5,230円」を「6,270円」に改め、同項第2号中「3,140円」を「3,760円」に改める。

別表第1備考以外の部分中「休日」の右に「(以下「休日」という。)」を加え、

「

デイキャンプ場	午前10時から午後5時まで。ただし、7月1日から8月31日までは、午前10時から午後6時まで	を
人工水路	午前10時から午後5時まで	

」

「

デイキャンプ場	午前10時から午後5時まで。ただし、7月1日から8月31日までは、午前10時から午後6時まで	に改め、同表備考を次のよ
---------	--	--------------

」

うに改める。

備考 コテージ及びオートキャンプ場は、休園日の前日から休園日にかけて、及び休園日から休園日の翌日にかけて利用することができない。

別表第2入園料(1人1回につき)の欄中「310」を「370」に、「200」を「240」に改め、同表備考に次のように加える。

3 繁忙日(日曜日、金曜日、土曜日、休日の前日、休日その他の施設を利用する者

が多いと見込まれる時期において指定管理者が市長の承認を得て定める日をいう。

以下同じ。)の入園料の上限額は、この表に掲げる額に5分の6を乗じて得た額とする。ただし、繁忙日の入園料を収受することができる日数は、1の年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。)につき120日を上限とする。

別表第3コテージの項中「15,710円」を「18,850円」に、「2,090円」を「2,500円」に改め、同表オートキャンプ場の項中「5,230円」を「6,270円」に、「830円」を「990円」に改め、同表デイキャンプ場(テントを持参して利用する場合に限る。)の項中「830」を「990」に改め、同表魚のつかみ取りの項を削り、同表駐車場の項中「1,040」を「1,240」に、「260」を「310」に、「520」を「620」に改め、同表備考3中「1,040円」を「1,240円(3の規定の適用がある場合にあつては、1,480円)」に改め、同備考3を同備考4とし、同備考2の次に次のように加える。

3 繁忙日の利用料金の上限額は、この表に掲げる額に5分の6を乗じて得た額とする。ただし、繁忙日の利用料金を収受することができる日数は、1の年度につき120日を上限とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、別表第1備考の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (準備行為)

2 この条例による改正後の京都市宇津峡公園条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による京都市宇津峡公園の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

##### (適用区分)

3 改正後の条例第8条第4項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に改正後の条例第6条の規定による許可を受けたものが当該許可の際に支払うこととされている利用に係る料金について適用し、施行日前にこの条例による改正前の京都市宇津峡公園条例第6条の規定による許可を受けたものが当該許可の際に支払うこととされている利用に係る料金については、なお従前の例による。

4 改正後の条例別表第2及び別表第3の規定は、施行日以後の利用に係る料金について適用し、施行日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(産業観光局農林振興室)